

平成27年5月21日

異議申立人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡

異議申立書

次のとおり異議申立をする。

第1項 異議申立人の住所・氏名・年齢

住所：〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号
チサンマンション丸の内第2 303号室
氏名：特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 (54歳)
代表者の住所

第2項 異議申立に係る処分①

処分庁 防衛大臣の平成27年3月23日付けの異議申立人に対する行政文書
不開示決定処分（防官文第4861号）

異議申立に係る処分②

処分庁 防衛大臣の平成27年3月23日付けの異議申立人に対する行政文書
：不開示決定処分（防官文第4862号）

異議申立に係る処分③

処分庁 防衛大臣の平成27年3月23日付けの異議申立人に対する行政文書
一部開示決定処分（防官文第4863号）

異議申立に係る処分④

処分庁 防衛大臣の平成27年5月13日付けの異議申立人に対する行政文書
不開示決定処分（防官文第7921号）

異議申立に係る処分⑤

処分庁 防衛大臣の平成27年5月13日付けの異議申立人に対する行政文書
：不開示決定処分（防官文第7920号）

異議申立に係る処分⑥

処分庁 防衛大臣の平成27年5月13日付けの異議申立人に対する行政文書
一部開示決定処分（防官文第7922号）

第3項 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

① ②③平成27年3月26日

④⑤⑥平成27年5月16日

第4項 異議申立の趣旨

第2項記載の処分を取り消すとの決定を求める。

第5項 異議申立の理由

(1) 異議申立人は、平成27年2月20日、処分庁に対して、行政機関の保有する情

報の公開に関する法律（以下「情報公開法」）に基づき、①「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の議事録」、②「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音」、③「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料（防衛省 web 掲載分を除く）」の情報公開請求をした。

異議申立人は、平成27年4月10日、処分庁に対して、情報公開法に基づき、④「平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の議事録」、⑤「平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音」、⑥「平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料（防衛省 web 掲載分を除く）」の情報公開請求をした。

(2) 処分庁は、平成27年3月23日、(1)の①②③請求に対し、以下不開示処分ならびに一部不開示処分を行った。

「本件不開示処分①」

「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の議事録」について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

本件開示請求に係る行政文書については、作成又は保有していないことから、文書不存在のため不開示としました。」

「本件不開示処分②」

「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音」について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

本件開示請求に係る行政文書については、録音していないことから、文書不存在のため不開示としました。」

「本件一部不開示処分③」

「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料（防衛省 web 掲載分を除く）」について、処分庁は下記の理由で一部不開示とした。

「不開示とした理由

第1回防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事次第の文書中、資料4の事業者名については、検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称であり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を生じさせるおそれがあることから、法第5条第6号に該当する」

処分庁は、平成27年5月13日、(1)の④⑤⑥請求に対し、以下不開示処分ならびに一部不開示処分を行った。

「本件不開示処分④」

「平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の議事録」について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

本件開示請求に係る行政文書については、作成又は保有していないことから、文書不存在のため不開示としました。」

「本件不開示処分⑤」

「平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音」について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

本件開示請求に係る行政文書については、録音していないことから、文書不存在のため不開示としました。」

「本件一部不開示処分⑥」

「平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料（防衛省 web 掲載分を除く）」について、処分庁は下記の理由で一部不開示とした。

「不開示とした理由

第2回防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事次第の文書中、資料2の事業者名については、検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称であり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を生じさせるおそれがあることから、法第5条第6号に該当する」

(3) しかし、本件各処分は、次の理由により違法である。

「本件不開示処分①」

議事録を作成していないのは公文書管理法1条の趣旨ならびに防衛省行政文書管理規則11条に反しており、不存在はありえず不適法である。なお、「行政文書の管理に関するガイドライン」によれば、審議会や懇談会等については以下定めており、防衛省webに掲載されている「議事概要」では発言者がわからず、上記ガイドラインにも反している。

○ なお、審議会等や懇談会等については、法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成するものとする。

「本件不開示処分②」

防衛省の担当者は少なくとも「議事概要」を作成しており、それを確認するために録音していないとするのは大変不自然である。

(i) 防衛省はボイスレコーダーを一般競争入札等で購入している。

(ii) 今回議事概要を作成するに当たり、速記業者等外部に業務委託したのかどうかは不明だが、議事録の内容確認や修正をする上で録音記録の必要性は否定できず、処分庁が録音記録を全く作成・保有することなく外部への委託により議事録を作成してきたことは事務処理の方法としては不自然であり、その妥当性は疑問と言わざるを得ない。(平成16年度(行情)答申第179号、(平成25年度(行情)答申第

294号)

- (iii) 今後も同種の議事録の委員の発言部分については、発言者名と発言内容の全てを開示することが原則であることを前提に、できる限り広く説明責任を尽くすという観点の下に不開示情報該当性を個別具体的に検討する必要がある。(平成25年度(行情)答申第294号)
- (iv) なお、議事録作成に当たり、発言者名を匿名化し発言内容を要点のみとするなど議事録自体を簡略化することは、行き過ぎると情報公開制度を形骸化させるおそれがある(平成19年度(行情)答申第27号参照)ので、慎重にすべきである。(平成25年度(行情)答申第294号)

「本件一部不開示処分③」

検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼(依頼を検討)している事業者の名称は、法第5条第6号のイロハニホいずれにも当たらない。

「本件不開示処分④」

議事録を作成していないのは公文書管理法1条の趣旨ならびに防衛省行政文書管理規則11条に反しており、不存在はありえず不適法である。なお、「行政文書の管理に関するガイドライン」によれば、審議会や懇談会等については以下定めており、防衛省webに掲載されている「議事概要」では発言者がわからず、上記ガイドラインにも反している。

- なお、審議会等や懇談会等については、法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成するものとする。

「本件不開示処分⑤」

防衛省の担当者は少なくとも「議事概要」を作成しており、それを確認するために録音していないとするのは大変不自然である。

- (i) 防衛省はボイスレコーダーを一般競争入札等で購入している。
- (ii) 今回議事概要を作成するに当たり、速記業者等外部に業務委託したのかどうかは不明だが、議事録の内容確認や修正をする上で録音記録の必要性は否定できず、処分庁が録音記録を全く作成・保有することなく外部への委託により議事録を作成してきたことは事務処理の方法としては不自然であり、その妥当性は疑問と言わざるを得ない。(平成16年度(行情)答申第179号、(平成25年度(行情)答申第294号)
- (iii) 今後も同種の議事録の委員の発言部分については、発言者名と発言内容の全てを開示することが原則であることを前提に、できる限り広く説明責任を尽くすという観点の下に不開示情報該当性を個別具体的に検討する必要がある。(平成25年度(行情)答申第294号)
- (iv) なお、議事録作成に当たり、発言者名を匿名化し発言内容を要点のみとするなど議事録自体を簡略化することは、行き過ぎると情報公開制

度を形骸化させるおそれがある（平成19年度（行情）答申第27号参照）ので、慎重にすべきである。（平成25年度（行情）答申第294号）

「本件一部不開示処分⑥」

検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称は、法第5条第6号のイロハニホいずれにも当たらない。

（4）以上から、本件処分の取消しを求めて本申立に及んだ。

第6項 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立をすることができます。」との教示があった。

第7項 その他

- （1） 添付書類 現在事項全部証明書 2通
- （2） 証拠物件等
 - ・ 行政文書不開示決定等通知書 写し①②③④⑤⑥ 各2通
 - ・ 「第1回防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事次第」「資料1」「資料2」「資料4」写し 2通
 - ・ 平成26年12月18日 第1回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事概要 2通
 - ・ 平成27年2月25日 第2回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事概要 2通
 - ・ 「公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）」2通
 - ・ 「防衛省行政文書管理規則」2通
 - ・ 「行政文書の管理に関するガイドライン」平成27年3月13日一部改正 2通
 - ・ 「防衛省行政文書管理細則（通達）」平成26年12月9日一部改正 2通